（８）駐車禁止除外措置

問合せ先　雲仙警察署
TEL：0957-75-0110

障害者手帳をお持ちの方（身体障害者手帳：下欄参照、療育手帳：Ａ１、Ａ２、精神障害者福祉手帳：１級）のうち、障がいの程度、若しくはその他歩行が困難な方が運転する自動車については、公安委員会が指定する法定駐車禁止区域（交差点、トンネル、坂の頂上付近等）を除く駐車禁止区域に駐車できる許可証の交付を受けることができます。

障がいの区分		障がいの程度
視覚障害		１級から３級または４級の１
聴覚障害		２級及び３級
平衡機能障害		３級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	１級及び２級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
	移動機能	１級から４級
上肢不自由		１級または２級の１、２級の２

障がいの区分	障がいの程度
下肢不自由	１級から４級
体幹不自由	１級から３級
心臓機能障害	１級及び３級
じん臓機能障害	１級及び３級
呼吸器機能障害	１級及び３級
ぼうこう又は直腸機能障害	１級及び３級
小腸機能障害	１級及び３級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	１級から３級
肝臓機能障害	１級から３級

〇申請は、雲仙警察署で駐車許可証の交付を受けて下さい。
〇駐車するときは、許可証を運転席の前に置きます。
※上記基準に該当しない方でも、歩行困難な方は、駐車の必要性や駐車日時場所等を審査して、駐車禁止除外措置を受けることが可能です。

（９）身体・聴覚障害者標識

問合せ先　雲仙市交通安全協会
TEL:0957-75-0681
雲仙北支局
TEL:0957-78-5523

肢体不自由で条件付き免許（例…義手、義足、装具、ＡＴ車に限る等）を持つ方が運転する自動車のための「身体障害者標識（身障者マーク）」や「聴覚障害者標識」があります。このマークを付けた車に対して、幅寄せや割り込みが禁止されています。マークは、車の前面と後面の見えやすい位置に付けます。
販売場所等については右上の問合せ先までお尋ねください。

身体障害者標識
（四葉のクローバーマーク）

聴覚障害者標識